

電気工事責任者届出書

平成23年3月1日

イベント用電気設備基準、及び、テナント盤の使用基準

シンボルタワー開発(株)

施設管理担当

- I・工事(作業)許可申請書・作業届提出時に電気設備の概略計画図を提出する事。
- II・工事の施工は有資格者とする事。
- III・電気設備基準に適合する事。
- IV・送電前に絶縁測定を実施する事。

**※送電の開始は電気主任技術者、又は施設管理担当者が
以上4項目を確認した後に送電する。**

主な注意点

- 1・床上配線はゴムキャブタイヤケーブルを使用する事。
 - ・VVFケーブルは使用禁止
 - ・湿気の多い場所、又は水気のある場所で人が触れる場所は、
ゴムキャブタイヤケーブルに限る。(ガレリア・多目的広場・大型テント等)
 - 2・接地工事をすべき設備には、確実に施工する事。
注:ガレリアは、屋外及び湿気の多い場所に相当する。
 - 3・通路部の床上配線はケーブルの養生をする事。
 - 4・タコ足配線は、禁止する。
 - 5・活線作業は禁止する。
 - 6・開閉器の容量以上は接続しない事。
 - 7・テナント盤、コンセント盤は開放のままとしない事。
 - 8・パイプシャフト等の扉は開放しない事。
 - 9・上記以外の不明な点は、施設管理担当者と調整すること。
 - 10・工事着手前、及び完了時には、防災センターへ報告すること。
- V・ **以上各項目が履行されない場合は、送電を停止いたします。**

平成 年 月 日	平成 年 月 日
申請者	工事業者責任者
印	印
TEL	TEL